

## まちづくりサポーター（市民参加推進員）について

久喜市市民参加条例（抄）

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 3 号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第 16 条 市長は、市民参加を推進するため、13 歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- （1）市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をすすめるよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- （2）この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

## 令和 5 年 4 月 1 日現在の登録人数

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標（人）		45	50	55	60
実績（人）	合計	46	47	55	—
うち地区別	久喜地区	19	19	21	—
	菖蒲地区	3	4	7	—
	栗橋地区	9	9	8	—
	鷲宮地区	15	15	19	—

## ＜年齢構成＞

	13 ～ 19 歳	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	80 歳 ～	合計
人数(人)	0	1	2	3	6	11	24	8	55
割合(%)	0.0	1.8	3.6	5.5	10.9	20.0	43.6	14.6	100.0

## ＜今後の予定＞

- ①広報くきへ募集記事を掲載
- ②市 SNS を活用し、まちづくりサポーターへの登録の呼びかけ
- ③学生向けのポスターを市内中学校・高校等へ配布
- ④無作為抽出方式導入に向けて、制度の見直し、条例の改正等